

学校の部活動に係る活動方針

R7. 5. 1

徳島県立小松島高等学校

1 基本方針

生徒の自主的で多様な学びの場として、自分とむきあう力、人とむきあう力、世界とむきあう力を育成する。

2 指導・運営に係る体制

(1) 指導体制

各部とも複数の顧問を配置する。顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 顧問会議

適宜開催し、適切な指導・運営に対する共通理解を図る。

(3) 部活動適正化委員会

部活動の適正な運用や効率的・効果的な活動を推進するため、自主的に運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう設置する。年間2回程度開催し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の更なる向上を図る。

(4) 保護者・地域との連携

生徒の健全育成のため、保護者・地域の理解と協力を得て連携する。

3 活動計画

(1) 活動計画・活動実績

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

(2) 活動日・休養日

原則として、学期中は週あたり1日以上休養日を設ける。また、長期休業中・定期考査前後の一定期間を有効的に活用し、ある程度の休養期間を設ける。

各種大会、練習試合、合宿等は適用外とし、実施後には休養日等を設け、過度の負担にならないようにする。

考査発表から考査終了までは、部としての練習は禁止し、コンディション維持の自主的な練習（1時間程度）のみ許可する。2週間以内に大会に参加する場合は顧問の届出により例外とする。

(3) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

また、3月～11月は19時30分、12月～2月は19時までには下校することとする。ただし、考査前は午後6時、考査期間中は午後3時までを基本とする。

(4) 安全対策・事故防止

使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。